商品概要説明書

2024年4月1日現在

1. 商品名	新型金銭信託<フューチャートラスト>(以下「本商品」といいます)
2. ご利用いただける方	国内居住の個人のお客さまのみとさせていただきます。
3. 信託の仕組み	お客さま(委託者兼受益者)から当社(受託者)に信託された信託財産について、主として、資金使途をグリーンファイナンスやポジティブ・インパクト・ファイナンス等の社会課題解決に資するファイナンスに限定した当社銀行勘定向け貸付にて運用を行う、元本補てん付きの合同運用指定金銭信託です。
4. 信託期間	募集時に提示する募集要項をご確認ください。その他信託約款に定める事由が発生した場合に、この信託は終了します。
5. 運用の基本方針	信託された資金は、運用方法を同じくする他の信託金と合同して運用します。
6. 運用制限	法令・通達による運用の制限はありません。
7. 入金方法等 ①信託金の入金方法 ②入金金額・単位 ③追加信託	 ①募集期間最終日までに、当社に開設されたお客さま名義の普通預金口座に申込金額を入金していただきます。募集要項に記載されている信託設定日に、当該普通預金口座から同口座にご入金いただいたご資金を引き落とす方法により当社指定の口座に入金し、これをもって、申込金額が信託金として交付されたものとみなします。 ②1口1,000円とし、100口(10万円)単位とします。お申込み最低金額は募集要項をご確認ください。 ③追加信託はできません。
8. 予定配当率 ①予定配当率の明示 ②変更頻度 ③予定配当額の計算方法 ④課税	 ①募集時に提示する募集要項をご確認ください。 ②固定配当のため信託期間中に予定配当率の変更はありません。 ③信託設定日から6カ月ごと応当月の各20日(休日の場合は前営業日とし、以下「収益分配金交付日」といいます)を計算日とし、以下の算式により予定配当額を計算します(円未満切り捨て)。 {1,000円×予定配当率×配当計算期間の実日数÷365日(小数点第3位以下の端数は切り捨てます)}×保有口数 ④20.315%の源泉分離課税(国税15.315%および地方税5%)となります。
9. 支払方法 ①元本のお支払い ②収益分配金のお支払い	 ①信託期間満了時に一括払出となり、あらかじめ指定いただいた当社普通預金口座へ入金します。 ②収益分配金は、収益分配金交付日にあらかじめ指定いただいた当社普通預金口座へ入金します。
10. 信託報酬 ①設定時報酬 ②運用報酬	 ①なし ②募集要項記載の収益分配金交付日に、当該日を収益分配金交付日とする信託元本の合計金額に募集要項記載の信託報酬率を乗じ、直前の収益分配金交付日(初回は信託設定日)から当該収益分配金交付日までの実日数に応じて計算された金額を、合同運用財産の中から収受します。なお、信託財産の運用による収益から諸経費、運用報酬、収益分配金等の所要のお支払いをした後に、信託勘定に残余金が発生した場合、当該残余金を追加信託報酬として収受することがあります。

三井住友信託銀行

11. 中途解約時の取扱	⑴本商品は中途解約できません。 ⑵やむを得ないご事情のため、お客さまから信託期間満了予定日よりも前に本商品の解約をお申し出いただいた場合、当社でこれをやむを得ないと認めて、中途解約に応じることがあります。 ⑶上記⑵の場合であっても、一部のみの解約はできません。 ⑷上記⑵の場合であっても、当社による解約金（下記⑸）のお支払いには一定の日数を要します。 ⑸上記⑵の場合、解約時期に関わらず、当社は、解約金として、下記⑹の算式により計算される、信託元本から支払済み収益分配金（税引後）相当額を控除した金額を交付するため、お客さまは、収益分配金（税引後）を実質的にお受取りいただくことができなくなります。 ⑹上記⑵の場合、当社は以下の算式により解約金を計算し、解約金交付日に当該解約金を合同運用財産から支払います（円未満切り捨て）。 {1口当たりの信託元本金額－（1口当たりの既払い収益分配金の額（税引前）×79%）（小数点第3位以下の端数は切り捨てます）}×保有口数 ⑺上記⑸の解約金は、信託元本から解約金交付日までにお支払いした収益分配金（税引後）相当額を控除した金額です（その具体的な金額の計算は上記⑹の算式によります）。そのため、支払済み収益分配金合計額と解約金をあわせた金額は、お客さまが信託された金額（元本額）を下回るものではありません。
12. 付加できる特約事項 ①信託期間満了時のお取扱い ②マル優のお取扱い	 ①自動継続のお取扱いはございません。 ②マル優のお取扱いはございません。
13. その他参考となる事項	⑴合同運用指定金銭信託について ・募集期間終了後はお申込を取り消すことができません。 ・通帳・証書は発行せず、取引報告書を交付します。 ・元本補てん特約が付与されています。 ・本商品は預金保険制度の対象です。 ・この信託に係るお客さまの権利（受益権）は、当社所定の書式による当社の承諾がない限り、いかなる場合にも譲渡をしたり、質入、譲渡担保その他の担保提供等の処分をすることはできません。 ⑵お客さまへの報告事項 ①収益分配金交付時において交付する収益及び残高に関する事項 収益分配金交付時に収益分配金のお知らせを交付します。 ②信託期間満了時の最終計算に関する事項 お客さまに最終計算報告書を交付します。 ③主要な信託財産の状況に関する事項 決算月の合同運用財産の信託財産残高表並びに収支報告書を店頭に備え置き、お客さまからの請求によりこれを閲覧に供するか、または、インターネット上で閲覧に供するなど、一般的に適切と考えられる方法により公表します。 ④信託財産の充当状況等に関する事項 上記報告事項に加え、信託された資金の充当状況や、社会課題解決に向けた企業等の具体的な取り組みを紹介するレポートを送付します。

三井住友信託銀行